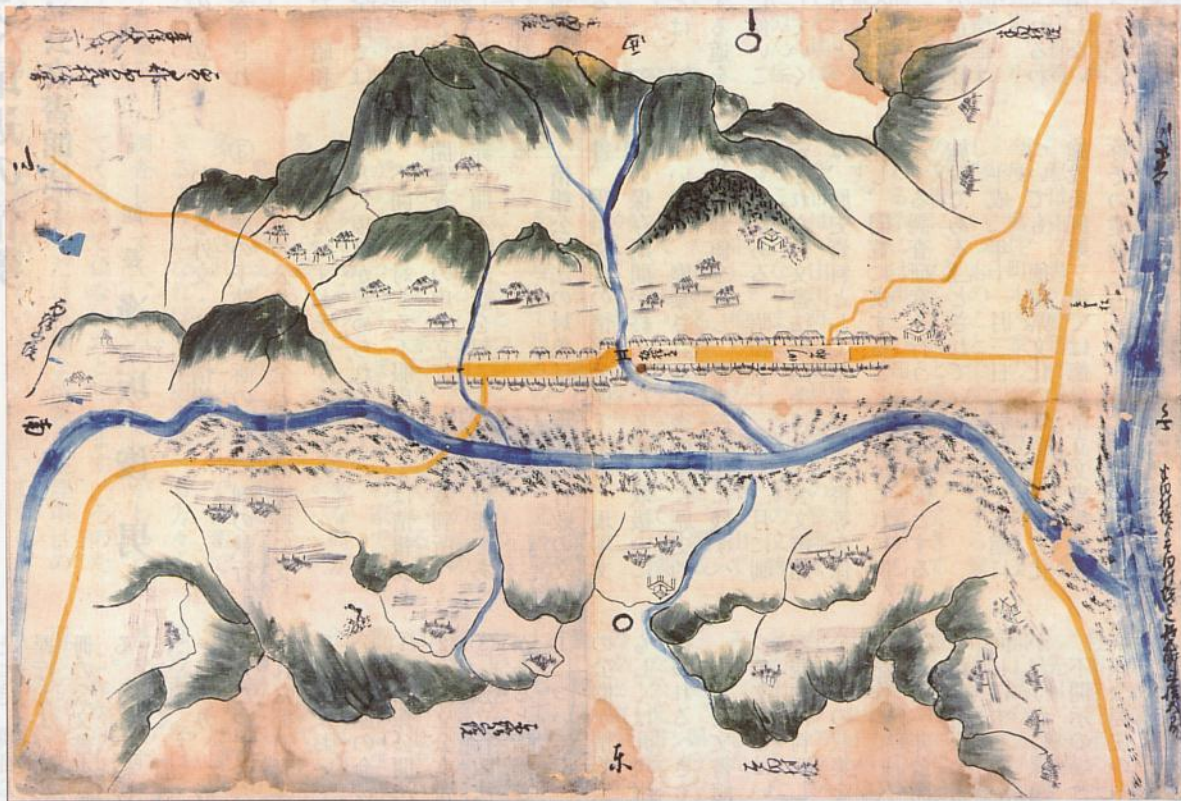


文書館だより

第13号
徳島県立文書館



美馬郡貞光村絵図

享保十五年（一七三〇）年二月

目次	
文書館を取り巻く最近の情勢	2
古文書の世界「給人より家督相続養子への暇證文」	3
戦後の製糸業関係文書	4
公文書の閲覧とその内規について	5
新発見の「自助社」関係資料	6
整理の窓から	7
文書館のあゆみ	8

吉野川の中流域で一字・祖谷など山間地域との結節点となる貞光は、早くから町場として発達していました。町筋の道は広げられ川には板橋が架けられ道に沿って茅葺きの屋根ながら家々が立ち並んでいる様子がわかります。また、町の北には吉野川に沿って伊予街道が通り「一里松」が書かれています。

貞光町蔵 104×72 (cm)

第17回企画展
「和田津新田の成り立ち
—栗本家文書より—」

平成11年4月27日～8月1日
小松島市の和田津新田は江戸時代栗本家を中心として開かれました。開発の様子を絵図を中心に紹介します。

第18回資料紹介展「徳島の統計資料」

平成11年11月2日～平成12年1月30日
統計は、現在と過去のありのままの姿を知るための基礎資料です。徳島を対象にした統計書から紹介します。

第19回企画展「阿波の絵図パート3」

平成11年8月3日～10月31日
江戸時代の古地図はカラフルで美しい絵のようです。文化文政期に藩内の村々で作られた分間絵図を中心に紹介します。

第19回資料紹介展「麻名用水の歴史」

平成12年2月1日～4月23日
県内最大級の農業用水・麻名用水は、明治の末、藍から稲作への転換をはかるために建設されました。残された資料により徳島の近代史の一側面を紹介します。

歴史講演会「地域史に学ぶ」(仮題)

講師 早稲田大学教授
佐々木潤之介氏

平成11年10月16日(土)

古文書の世界

給人より家督相続 養子への暇證文

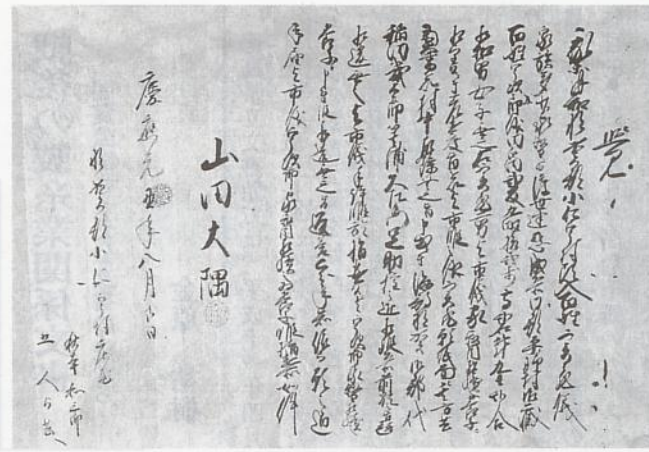
福田 憲 瀬

この文書は、幕末期の慶応元年（一八六五）八月二十日に、那賀郡小仁宇村（現鷲敷町小仁宇）の給人山田大隅（中老席・高十石）より同村庄屋秋本和二郎と五人組宛に、同村の実藏二男与市の平野村（現相生町平野）宇次郎方への家督相続養子聞届の旨を通達したものです。が、当時の移住制度による手続の厳しさや、かなり立派な暇證文が出されていたことが窺えます。

■解説文

覚

我ホ（等）拜知那賀郡小仁宇村頭入百姓
実藏儀家族多少家督ニ而渡世迷惑成候所
同郡平



野村御藏
百姓宇次郎儀田島式反九畝拾式步高式石
八斗九升式合

相扣男女子無之右実藏二男与市儀家督相
続之養子
相望候ニ付差遣度旨を以与市暇之義実藏
願紙面ニ其方共

奥書を以村中故障無之旨申出付海部那
賀御郡代
稲田幾太郎箕浦久左衛門足助権之進相鍛
候所前頭之旨趣

相違無之与市儀手許暇於指遣候ニ者宇次
郎家督相続
養子ニ申付段相違無之旨返答令承知依而
願之通

承届与市儀宇次郎家督相続之為養子暇指
遣所如件
山田大隅
慶応元年八月廿日

秋本和二郎
五人与共へ

■読み下し文

覚

我ホ（等）拜知那賀郡小仁宇村頭入百
姓実藏儀、家族多く少家督にて渡世迷惑
成り候所、同郡平野村御藏百姓宇次郎儀
田島式反九畝拾式步、高式石八斗九升式
合

相扣（控）え男女子これ無く、右実藏二
男与市儀家督相続の養子相望み候に付、
差遣わし度旨を以て与市暇の儀実藏願
紙面に其の方共奥書を以て、村中故障
これ無き旨申し出でに付、海部・那賀御
郡代稲田幾太郎・箕浦久左衛門・足助権
之進相鍛え候所前頭の旨趣相違これ無
く、与市儀手許暇指遣わし候に於ては、
宇次郎家督相続の養子に申し付る段、相
違これ無き旨返答承知令しめ、依つて願
いの通り承わり届け、与市儀宇次郎家督
相続の養子為る暇指遣わす所件の如し。

山田大隅
慶応元年八月廿日
那賀郡小仁宇村庄屋
秋本和二郎
五人与共へ

■用語解説

拜知 配知・配地・拜地とも書く。ま

た給知・給所・支配地ともい
う。藩士が家禄として領有する
地域のこと。領有者を給人とい
う。

頭入百姓 給地頭入百姓の略。給地百
姓・拜地百姓等ともいう。普通
は拜地に住み、その給人の支配

下で、給人に年貢と夫役を納め
る百姓のこと。

家督 相続すべき家の跡目（封禄・財
産。また跡目を継ぐべき子。

渡世 ①くらしを立てる。生活する。
②生業。

迷惑 ①どうしてよいか迷うこと。
②困苦すること。難儀するこ
と。

御藏百姓 御藏入百姓ともいう。御藏
地（藩直轄地）に住み、代官に
支配される百姓。

相扣 相は動詞につく接頭語で、語調
を整えたり語勢を強めたりす
る。扣は控の異体字で、所持の
意。

暇 ①旧の身分または本籍地の住所
の変更許可のこと。
②主従の縁を切り禄を召し上げ
ること。

奥書 願書に次いで、文書の左端に書
く副申文のこと。

故障 差し障り。不服。異議。支障。
事実を糺明すること。取り調べ
のこと。調査。

前頭 前に明記したとおりの意から、
前記とほぼ同様の用法である。

旨趣 「しいしゅ」とも読む。①事の
わけ。趣旨。②心の中のおもひ。
所存。

承知 ①旨をうけたまわって知るこ
と。

承届 ②聞き入れること。承諾。
承知するの謙讓語。

承届 承知するの謙讓語。

承届 承知するの謙讓語。

承届 承知するの謙讓語。

承届 承知するの謙讓語。

（主任専門員）

文書館を取り巻く最近の情勢

情報公開法と国立公文書館法

館長 逢坂俊男

本年五月七日に情報公開法が成立した。二年後の平成十三年から実施される。

情報公開は地方からはじまった。昭和五十七年三月、山形県金山町が全国ではじめて「公文書公開条例」を制定、次いで同年十月、神奈川県が都道府県としてはじめて条例を制定した。そして現在では、四七都道府県を含む五八〇団体が条例や要綱を作っている。国が情報公開法を制定したのも時の流れである。

朝日新聞五月八日の社説は、

「行政機関と情報を共有することは、国民が政策づくりに積極的に参画する道を開く。情報公開法をいかに上手に使いこなし、民主主義の内実を豊かにしていくか。それこそが、政府、国民双方にとって、これからの大事な課題と言える。(中略) 国民と情報を共有してこそ、国民主権が実質的に保証され、公平、公正な社会をつくることができる。」という。

ただし、すべての情報が公開されるわけではない。文書はあっても公開しない「不開示」、文書があるかないかさえ答えない「存否応答拒否」、そして文書そのものがなくなっている場合すらありうる。不開示情報の例としては、

- ① 特定の個人を識別できる情報。
- ② 国の安全や他国との信頼関係が損な

われる外交・防衛情報。

- ③ 犯罪の予防、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- など六項目が定められている。

不開示に対する不服申し立ては情報公開審査会への申し立て、および裁判所へ非公開不服訴訟を起こすことが可能である。

情報公開法の対象は、現在の行政の文書、現用文書の情報公開である。現用文書の保存期間が終了した文書の取扱いについては、廃棄される文書の中に歴史的文化的価値を有し、将来の世代に残すべきものがある。昭和六十二年十二月に制定された公文書法第四条には「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設である。」とされている。

平成二年十一月三日に開館した本館についても、徳島県文化の森総合公園文化施設条例第二条では徳島県立文書館の名称その業務について、「1 県に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、行政資料その他の資料(以下「文書館資料」という。)を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること」(2、3、4略)と同じ目的の施設、公文書館である

ことが記されている。本館ではこれにもとづき、開館以来、平成十年度末までに、県庁およびその出先機関の一、九一一冊の公文書を歴史資料として収集している。うち完結後三〇年を経過した公文書について、原課と相談しつつ、本年四月一日より、一般の閲覧に供している。

先だつての六月八・九日、東京で開催された都道府県・政令指定都市公文書館長会議において、高岡国立公文書館長は、公文書館の今後の重要な問題として、

- ① 情報公開法への対応
 - ② 国立公文書館法への対応
 - ③ 独立行政法人化への対応
- があると指摘された。

①については、公文書館における公文書の公開が情報公開法の延長にあるのか、もしくは非現用文書として全く別に取り扱われるべきものなのかどうか。

また公文書館において重要な価値をもつ公文書とはいかなるものかを専門家が客観的に判断し、その判断を優先させて公文書の収集をはかってゆく仕組みや方法を作っていく課題。

公開・非公開の基準を見直すこと。とりわけ情報公開法の不開示情報六項目と同じにするのか、別な基準を設定するのかがどうかの課題。

不開示の場合、異議申し立て制度を、情報公開法の中の同じ制度をにらみながら設ける必要があること。

本館では、主務課との最初の相談による収集、整理後、館職員による合議、さらに主務課との再検討するなどにより、できるだけ客観性をもって公開、閲覧

・利用に供している。

朝日新聞六月三日号に「問題多い国立公文書館法案」という記事があり、「各省庁が保管している『現用文書』よりも、保存期限が切れて国立公文書館に移管された『非現用文書』の方が、公開度が低くなりかねない。」という危惧も語られている。

六月十五日夕、「国立公文書館法」は成立し、二年以内に施行されることとなったが、すでにのべた「不開示基準が曖昧」「不服 審査期間がない」など、情報公開の流れに逆行しているという声もある。がこのことにより国立公文書館の公文書も、内閣や各省庁さらに裁判所、国会文書を含め、保存・公開されることとなった。

この国立公文書館法の成立は、これまで二六都道府県と四政令指定都市に設置されているにすぎない公文書館の設置に拍車がかかると思われる。

国立公文書館は内閣府に属しながらも館長が全責任をもつ独立行政法人となる予定である。都道府県等の文書館はやはり行政の一部門として進むことであろうが、今後は、国立公文書館の動向をにらみながら運営されていくことであろう。

すでに一〇年の歴史をもつ本館の実践が如何に先駆的なものであったか。この間奉職され、現在を作った先輩館員の試行錯誤の努力、そしてそれを見守ってきた県政の決断と県民その外への公共サービス徹底をはかってゆくことが本館職員の仕事であると思ふ。

公文書の閲覧とその内規について

副館長 石塚 弘 三

本館では、平成十一年四月二日より、廃棄決定公文書(文書館所蔵公文書)の県民等への一般閲覧を実施しています。

このため、平成九年度から「徳島県立文書館協議会」で協議を行い、さらに平成十年度、教育委員会とも協議を行い、「公文書閲覧システムに関する事務取扱内規」を定めております。これにもとづいて公開にあたることになりました。以下はその内容です。

公文書の閲覧システムに関する事務取扱内規

(趣旨)

第1条

この内規は、徳島県立文書館(以下「文書館」という。)が、収集し、保存している完結後三〇年経過した公文書を、学術研究及び一般調査等の資料として閲覧に供する場合、文書館利用規程(以下「利用規程」という。)及び文書館利用要領(以下「利用要領」という。)に定めるものその他、その事務取扱いの基準及び事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

(目録の作成)

第2条

公文書の閲覧事務の効率化を図るため検索手段として、次の目録を作成するものとする。

- 1 公文書の薄冊の標題を記載した薄冊目録
- 2 薄冊に綴じ込まれている公文書それぞれの件名を記載した詳細な件名目録

(閲覧の基準)

第3条

- 1 公文書は、学術研究及び一般調査等を目的とする場合に閲覧又は利用(以下「閲覧等」という。)に供するものとする。
- 2 閲覧等に供する公文書は、次のとおりとする。

徳島県文書規程第四十一条及び第七十一条並びに徳島県教育委員会文書規程第四十条及び第六十九条の規定により廃棄決定された文書のうち、

- 3 館長は、前項の規程にかかわらず、次に掲げる公文書の閲覧等については、主務課長と協議して取り扱うものとする。

- (1) 公文書のうち、主務課長から非公開の指示のあるもの。
- (2) 公文書のうち、主務課長から一部非公開の指示のあるもの。
- (3) ただし、前各号については、館長がその理由に該当しなくなったと認めるときは、一〇年毎にその見直しを行うものとする。

直しを行うものとする。

- 4 館長は、前2項の規程にかかわらず、次に掲げる公文書は、閲覧に供しないものとする。

- (1) 法令又は、通達等により公開することを禁じられている文書。
- (2) 別表の閲覧制限に関する基準に該当するおそれがあると認められる情報

情報が記録されている文書。

(非公開文書の審査)

第4条

前条第4項により、閲覧に供しない文書を決定する場合は、館内に審査会を設けてその内容を審査するものとする。

- 1 審査会は、館長が開催し、正規会

員をもって構成し、その過半数以上をもって決定する。

- 2 審査の結果、利用制限をするべき部分があれば、当該部分を紙で覆い(以下「袋がけ」という。)公開するものとする。

3 審査後の処置として「袋がけ」をした件名の番号、件数、理由等を記録して、非公開文書簿として整理保存する。

附則

この内規は、平成十一年二月一日から施行する。

別表 閲覧制限に関する基準

区 分	項 目	内 容
1 閲覧に供することにより、特定人に不当なる利益又は損害をおそれるものがある公文書	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の氏名・生年月日・性別・住所・出身地・家族等を含む個人的属性に関する情報 2 個人の職歴・病歴・収入・資産・思想・信条・心身の状況等に関する情報を記録するもの 3 その他個人の私生活上のプライバシーに関する情報を記録するもの 4 職員の任用・給与勤務条件・服務などに関するもの 5 法人等及び個人事業主が円滑な事業活動を営む上で重大な阻害要因となる情報を記録するもの 	<p>例</p> <p>戸籍 (除籍) 謄抄本</p>
2 閲覧に供することにより、公共の安全及び利益を損なうおそれがある公文書	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘密文書とされているもので閲覧に供することにより県及び県関係機関の行政運営に著しい支障を生ずるおそれのあるもの 2 県と国等との信頼関係を著しく損ない、県行政運営に著しい支障を生じるおそれのあるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法令上の秘密とされる情報(個人情報をも除く)を記録したもの 2 秘密文書とされていたもの
3 整理中・補修中のもの及び特に破損のおそれのある公文書	<ol style="list-style-type: none"> 1 整理中のもの 2 補修中のもの 3 損傷のはげしいもの 	

戦後の製糸業関係文書

— 閲覧公開された公文書の中から —

金原 祐樹

徳島県立文書館では、平成十一年四月一日から、職員長年の念願であった県庁公文書の閲覧公開を始めることになった。自治体が作る文書館は、公文書館法に基づいて作られているが、この法律で「公文書」とは地方公共団体が保管する、(徳島県では徳島県が保管する。)公務員が職務を遂行する過程で作成する文書全体を指している。しかし、収蔵庫の物理的な問題から年間数千冊のペースで生み出され廃棄され続ける公文書全てを保存することは不可能に近い。そのためそれらの公文書の中から、歴史的文化的に価値のあると認められる公文書を選別して残すことになる。つまり文書館は、単に古いものを置いておくための機関な



のではなく、徳島県の歴史的文化的な価値のある公文書を、県で産み出される公文書全体の中から選んで残すという積極的な役割のある機関なのである。そこで選別されなければ、県の重要な事業であっても記録として残らない可能性がある。

先日ついに情報公開法が成立したが、その法律の中で公文書を取り扱う例外機関として、「国立公文書館」が明記されたことは画期的なことと言える。それは、情報公開法を歴史的な視点から補う機関として「公文書館」が認知されたことにはかならないからだ。

情報公開法が、主に現用の公文書を対象にしてさまざまな制度(公文書公開までの手順や不服審査など)を整えているのに対して、一定の年限を経過したものの公開を原則(人権に関わる資料や補修中のもののみ未公開とし、いつかの時点で必ず公開する。)とし、現物を一元的に管理して、ほとんどの場合その場で即時に閲覧をさせる文書館は、情報公開による情報公開とは使い勝手が全く違う。文書館の公文書閲覧は、情報の宝庫である行政が作成した公文書を様々な調査研究などのニーズに対応して、簡単に、いつでも、誰でも、何度でも利用することを保証する仕組みなのである。

今回徳島県立文書館が公開した公文書は、昭和四十二年以前のわずか一五二冊の公文書に過ぎない。しかし、今は小さな一歩でも、今後年々その公開数は増加し、住民が行政の持つ情報を得るための一つの形として定着していくだろう。またこうした制度を根付かせていくために

も、是非幅広く利用していただきたいものである。

こうして公開された公文書の中から、農林水産部園芸農産課が管理していた養蚕・製糸関係の公文書を紹介する。

平成七年三月三十一日当時の流通園蚕課が改組されて、園芸農産課ができることになり、県庁の課から「蚕」の字が消えることになった。養蚕・製糸は、明治後期以降、大正・昭和初期と徳島で最も盛んであった産業のひとつであり、「徳島県統計書」によれば、昭和八年には養蚕戸数約三万八千戸・桑畑面積約九千七百ヘクタールと頂点を迎え、昭和二十五年には養蚕戸数約一万四千戸・桑畑面積約二千八百ヘクタールとピークを過ぎていくことがわかる。現在(平成九年度)では、養蚕戸数三百七十七戸、桑畑面積二百三十七ヘクタールとなっている。こうした状況に応じて、県庁の中においても第二次世界大戦直後にはまだ蚕糸課という独立した課が置かれていた。

今回公開された公文書の中に、蚕糸課が作成した養蚕・製糸に関わる公文書が三冊ある。このうち製糸業法に関わる公文書二冊(K9200142・K9200145)を紹介する。この中身の大部分は、製糸工場の免許・許認可に関わる公文書である。昭和十六年の日本油脂株式会社(繊維部徳島工場の認可申請書を始めに、昭和三十九年の筒井製糸(株)の機械設置の届け書きまで百三十六の件名に及んでいる。中に綴り込まれている

「製糸業法施行について」などの文書を見ると、製糸業者は農林大臣に対して事業の開始から廃止にいたるまで様々な届出の義務があった。この義務に沿って文書が作られ、この簿冊に納められていったことがわかる。

特に興味深いものは、戦時中の国策会社である日本蚕糸製造株式会社の解体に伴う数件の文書である。この簿冊にはまず昭和二十年十一月県の農務課によって作成され、農林省蚕糸局長に送られた製糸工場復元計画書、昭和二十年十二月十七日農林省次官が徳島県知事宛に出した合衆国最高司令部の指示による日本蚕糸製造株式会社の解体を伝える文書、翌年一月製糸業法に基づき解体に伴って復元された各工場に製糸業免許を交付する過程の文書などが含まれている。この時復元された工場は、筒井産業株式会社鴨島工場・脇町工場、片倉製糸株式会社鴨島工場、帝國繊維株式会社蔵本製糸所の四ヶ所であるが、どれも徳島県を代表する製糸工場である。認可を受けるために各工場は申請書を提出しているが、その中には機械の購入計画や生産計画から工場の図面まで含まれており、当時の製糸工場の概要を知るため、また戦後の復興過程を知るための貴重な資料といえるだろう。

この二冊の簿冊には、戦後徐々に衰退していった徳島県の大きな製糸工場の歴史的な過程が詰まっていると云ってよいだろう。衰退した産業だからこそ、今歴史に見直していく必要があるのではないだろうか。

一片の書類から

田神 泰男

昨年五月前任者I氏からの引継を受け、徳島県立文書館での私の仕事が始った。県庁、県出先機関で廃棄処分された書類の収集と整理、それに加えて麻名用水土地改良区、町村合併施行以前の那賀郡立江町、坂野町、勝浦郡小松島町、小松島市の総数およそ一万件の書類整理を終えたのが今年の三月であった。

これらの書類は歴史的、文化的価値のあるものとして保存していく貴重な資料であるが、百有余年の間に付着した埃は相当なもので作業中は常に鼻炎に似た症状に悩まされた毎日であった。

ある日T町の書類を整理していると一片の通知文書が目についた。それは昭和十八年十月二十七日徳島県内政部長から各市町村長にあてたものであり、文面は次のように書かれていた。『戦局日ニ苛烈トナリ兵器弾薬ノ消耗亦激甚ニシテ物的の増強愈々急ナルトキ(以下略)』とあり次に軍需装備品の値段が書いてあった。

- 一、飛行機(重爆) 三三三万円
 - 二、砲及銃(重砲) 五五五千元
 - 三、戦車(中戦車) 十五万円
 - 四、弾薬(爆弾二五〇キロ) 六百元
- 参考のためにとT町のこの年の予算額を調べて見ると当初予算で五万五千四百五拾円であった。
- 軍需装備がいかに高額なものであるかに驚くと共にその負担に当時の国民がど

んなに苦しんだことか……

平和ということがいかに尊いものかと改めて感じながら、目録に記載し収蔵箱に収めた。(文化推進員)

正確な情報を整理に

谷 恵子

私は古文書の整理作業をしています。今度、藍住町木内家の文書整理を終えました。いつものことですが、整理する家の文書に、だんだんと愛着が湧いてきて終わる頃には親しい知人のような気がします。

整理の窓から

今日は、山川町の高見家文書の整理をすることになりました。新しい家の文書の中に、他の家の文書の中に出てきた人の名前を見つけると、親戚の人の名前が気になって、懐かしうれしくなります。

これまで、あちこちの家の文書を整理して思うのですが、文書群には、ひとつひとつの家特有のものがあるのと同時に、時代の波のうねりなど、どの家にも共通しているものがあるようです。また、どの家でも文書が多く残るのは、家業が大変な時が多いように思います。

整理を終えた文書が、早く出来るだけ多く公開され、コンピュータで検索できるようにになれば、歴史を調べる方々も調査しやすく、いろいろなことがわかってくるのではないかと思います。そのために出来るだけ正確な情報を整理項目の中に盛り込んでいきたいと思っています。(文化推進員)

公文書担当者となって

湯浅 桂子

私は、収集した公文書の簿冊名や立案文書名をパソコンに入力し、必要な時に簡単に探し出せるよう登録や整理をする仕事を昨年の四月より担当しています。

先日、整理した公文書のなかに「水産加工品の品評即売会について」という昭和四十年頃の文書がありました。立案文書と共に、即売会のポスターや会場で紹介した料理の作り方、写真等が綴じてあり、堅いイメージの公文書から当時の食生活やファッションの一部を垣間見ることが出来ました。第一回の会場は「つばみや」でした。懐かしいですね。

なぜ、県庁や出先機関で保存期間が過ぎた公文書を保存・公開する必要があるのかと言う声を耳にします。徳島県は空襲で戦前の公文書のほとんどを焼失してしまっているのです。この四月から公開している公文書も戦後のものばかりです。確かに昭和二、三十年代の公文書を「すばらしい歴史資料だ」と、目を輝かし閲覧する人はまだ少ないかもしれませんが。しかし、私達の子や孫としてもっと先の世代になれば、この公文書の歴史的価値も十分に厚みが増し、現在の古文書にも負けない歴史資料となるのではないのでしょうか。今はその基礎づくりの段階だと思っています。

これからも県民の皆さんに積極的に利用していただけるよう、工夫を重ねていきたいと思っています。(文化推進員)

「竹治貞夫文庫」について

日野 善雄

県立文書館には、帳面や書簡といった古文書ばかりでなく、多くの古書籍類も所蔵されています。古書籍と一口に言ってもその中には、書簡の用例集などの辞書的なものや教科書から『北斎漫画』といった趣味娯楽本など多岐に渡っており、その時代時代の人々の生活をうかがい知る上で貴重な史料です。

これら古書籍の内、最近、私が整理に携わったのが「竹治貞夫文庫」です。本文庫の旧蔵者である竹治貞夫氏は、長年、徳島大学で教鞭を執られ、『近世阿波漢学史の研究』など多数の著書を残され、徳島における近世漢学研究の第一人者でした。先年、竹治氏が亡くなられた後、御遺族から県立文書館に寄贈されたものです。同文庫は竹治氏が収集された徳島ゆかりの柴野栗山・碧海父子、増田立軒、岡本韋庵など儒学者の著書の原本が三七九点、複写製本が二七八点の合計六五七点収録されており、近世における漢学の動向、各儒学者の思想、全国レベルでの儒学者の交友関係を研究する上で貴重な史料群であると言えます。また、複写製本の中には、竹治氏の書き込みが見られます。竹治氏の論文と書き込みを対応させてみると、論文作成の過程を読み取ることが出来るほか、氏の研究に寄せる熱意が感じられ、研究のありかたを教えられる史料群でもあります。

(文化推進員)



新発見の「自助社」関係資料

立石 恵 嗣

この度、文書館ではあたらしく明治期の自由民権運動に関する史料を購入しました。その中心の政治結社であった「自助社」(じじよしゃ)の「結社の大意」(結成趣意書)、国禁の書とされ長らく幻であった「通諭書」(つうゆしよ)の原本、社長井上高格の演説書や裁判の上告文など十一一点の史料です。(別表参照)

ところで自由民権運動は、日本が封建社会から近代社会へ踏み出す契機となる最初の政治運動として、日本の民主主義運動史上において重要な意義をもっています。藩閥による有司専制政治に対して、憲法の制定や国会開設を目標にかかげ、全国的な広がりを持った政治的運動として画期的な役割を果たしたのです。

徳島においては、明治七年に旧徳島藩士族たちにより「自助社」という政治結社が結成されさまざまな運動を展開しました。明治維新の政権に乗りこねた徳島の士族たちの威信回復をかけた運動でもあり、土佐の「立志社」とならぶ民権結社として全国的にその名を知られ活動していました。

ところが明治八年、「立憲政体の詔」を独自に解釈して、人民(国民)に啓蒙教育しようとした「通諭書」(つうゆしよ)が明治政府の方針や禁忌に触れることになり、国家存立の基礎を

脅かす重大な国事犯とされて、厳しい取り締まりを受けた。社長の井上高格や賀川純一をはじめ中心人物が禁固刑とされ、通諭書は、国禁の書として、県の布達により徹底的に回収されました。

このため明治十一年(一八七八)年自助社は結社からわずか四年たらずで廃社に追い込まれ、徳島の威信回復を目した最初の自助社の民権運動はあえなく挫折したのです。

このこともあって、自助社関係資料は一部の基礎資料をのぞきほとんど残されておらず、研究も大きくたちおくれていました。

従来「通諭書」として知られた内容についてはこのような写本(淡路・菊川兼男写本)や当時の郵便報知新聞に当初された記事などによっており、原本そのものは発見されていなかったのです。(手塚富雄による)

しかし、通諭書の原本は回収されたものの、民権運動の活動家の間ではバイブル的存在として書き写すなどして密かに読みつがれていたようです。

今回発見された自助社関係史料は、わずか十一点にすぎませんが、通諭書の原本をはじめ、貴重な新発見史料も含まれておりその意義は大きいものがあります。

この史料の伝来の経緯は不詳ですが、おそらくは当時の司法警察関係の人物の手により収集され保管されていたものでないかと推測されます。

この後、徳島の民権運動は前田兵治の阿波自由党や阿部興人の立憲改進黨など

▲自助社関係史料

標 題	作 成 者	作 成 年
結社の大意(自助社)	自助社井上高格ほか8名	1874 明治7年9月
會議開場ニ付演説	井上高格	1874 明治7年(紀元2534年第12月16日)
自助社會議條例ノ序		1874 明治7年12月26日
自助社通諭書	自助社	1875 明治8年6月
第一條新ニ(明治8年4月14日勅詔解)	不明	1875 明治8年
上告状	自助社々長井上高格	1875 明治8年12月22日
告有志輩箋	洲本自助社	1877 明治10年2月
徳島自助社書類(付札)		
彈例・臺則・諸規則		1870 (明治3年)
對比日本司法警察仮規則佛蘭西治罪		1882 (明治15年)
治罪法審査修正案・実施上不都合アル条件実施手續區々の条件		1883 明治16年

に受け継がれていくこととなりますが今回の発見により従来空白であった明治徳島の自由民権運動をはじめ近代政治史研究の進展が期待されます。

(文書館主査兼係長)

文書館のあゆみ (平成11年1月～6月)

- 1月16日 徳島の古文書を読む会合同学習会
- 22日 日和佐農林事務所から廃棄公文書の選別収集
- 25日 公文書館専門職員養成課程後期研修会 (国立公文書館 25日)
- 29日 予備監査
- 2月2日 第17回資料紹介展「徳島県人の北海道移住」(4/25)
- 26日 全史料協第3回役員会 (東京都公文書館)
- 27日 徳島の古文書を読む会総会
- 3月3日 大型絵図撮影 (名古屋市)
- 秋田大学渡辺英夫助教調査に来館
- 戸塚誠氏から古文書入門関係図書百冊余寄贈される。
- 定期監査
- 5日 日本資糧工業(株)から会社資料収集
- 9日 県庁廃棄公文書の選別収集(税務課)
- 12日 徳島県博物館スタンブラリー開始(14・3・31)
- 19日 県内高校・県立学校校誌交換会(県立図書館と共催)
- 21日 シンポジウム「北海道の開拓と徳島県人」開催
- 23日 小橋靖氏から「塩業関係資料」預かり
- 24日 第2回文書館協議会
- 25日 第2回文書館調査員会議
- 26日 上月家文書資料調査に来館(法政大学・中野教授他5名)
- 29日 北海道移住関係資料調査・借用交渉
- 4月1日 新館長着任・挨拶
- 15日 文部省徳永保地方課長文化の森視察、来館
- 27日 第18回企画展「和田津新田の成り立ち」(8/1)
- 5月8日 古文書講座開講(第1回)
- 12日 全史料協役員会(神奈川県立公文書館)
- 13日 平成11年度第1回県教委職員等同和問題研修会
- 20日 酒井家文書返却(福山市) 広島県立文書館視察訪問
- 21日 文化の森開館10周年記念企画展実行委員会
- 22日 古文書講座(第2回)
- 23日 文書館資料の探し方(21世紀館実習室)
- 6月1日 文化の森連絡調整会議
- 2日 徳島県博物館協議会総会
- 4日 文化の森新任者同和問題研修会
- 5日 古文書講座(第3回)
- 8日 第11回都道府県政令指定都市公文書館長会議(東京 9日)
- 19日 古文書講座(第4回)
- 25日 平成11年度第1回文書館資料調査委員会
- 28日 平成11年度史料管理学研修会(国立史料館 7/23)

写真資料をお寄せください。

文書館では古文書・公文書・行政資料を収集していますが、最近、写真資料もだんだんと届けられています。写真資料ではわからないところをこれらの写真は如実に語ってくれます。最近本館に寄託された。写真には一九〇七年(明治四十年)の徳島城内に建設中の千秋閣を撮影したもの、一九一五年(大正四年)、徳島駅構内に初めて跨線橋(陸橋)が造られる様子を写したものの(木津嘉代子さん寄託)、また一九二二(大正十一年)の第十堰旧吉野川への樋門工事の写真などがあります(渡辺善子さん寄贈)。写真は文書資料を補完するとともに、当時の姿をありのままに再現してくれ、歴史的価値が非常に高いものです。最近の歴史学でも、近代以前の写真がない時代、たとえば中世では絵巻・絵巻物・寺社縁起などで当時の歴史を再現することがよく行われています。また近世では幕府の指令によって作られた国絵図



第十堰門基礎工 其= 10.3.16

をはじめ、郡絵図・村絵図などから当時の情報を多く読みとることができます。古い写真は古文書類と同じく家の整理の時に捨てられてしまう場合が多いのですが、近代の徳島を写した写真は県民の財産として将来に残してゆきたいと考えますので、ぜひ文書館へご一報ください。

▼編集後記

県立文書館が過去九年間営々としてその本来の業務や諸活動に取り組み、多くの成果もあげ、斬界ではすでに先駆者として市民権を得ていることは、四月に着任して確認できたことであった。しかし、その活動を支えるべき制度の面でも組織の面でもまだまだ不十分な面がある。情報公開法と国立公文書法が成立した今日、早く独立した機関として認知されたいと念願している。道は遠い、十五名の職員が丸となってそれぞれの業務を果たし、また行政サービスを徹底してゆき、県民の支持を受けてゆくのみである。

平成十二年八月には文化の森開園十周年記念事業の一環として、文書館は、「北海道開拓と徳島の人びと」展を準備中である。ご期待を乞う。(逢坂)

文書館だより 第13号
 平成十一年七月十五日発行
 編集兼発行 徳島県立文書館
 〒七七〇一八〇七〇
 徳島市八万町向寺山
 文化の森総合公園内
 徳島県教育印刷(株) 印刷